

あなたの土地が まちの未来をつくる

かすみがうら市 宅地化促進奨励金

市街地の活性化を図るため、
一定の要件を満たす宅地開発を行った方に
奨励金を交付します

最大 **1,000万円** (1事業あたり)

対象事業

非宅地を戸建て住宅の用に供することを目的として宅地にするために
行われる開発行為で、次の要件の全てを満たすもの

項 目	要 件
整備される住宅用地の区画数	5区画以上
1区画当たりの敷地面積	居住誘導区域: 200㎡以上 区域指定 : 300㎡以上
(居住誘導区域のみ) 平均敷地面積	230㎡以上

対象エリア

- ・居住誘導区域
 - ・神立駅から2km以内
の区域指定エリア
- ※裏面に地図あり

交付額

上限1,000万円／1事業
(100万円/1区画)

申請受付 期間

令和8年11月1日～令和9年3月31日まで

※令和8年11月1日以後に開発許可申請を行った事業に限ります。

※手続きの流れ等については、裏面をご確認ください。

問合せ先

かすみがうら市役所 都市整備課 ☎029-897-1111

詳細は

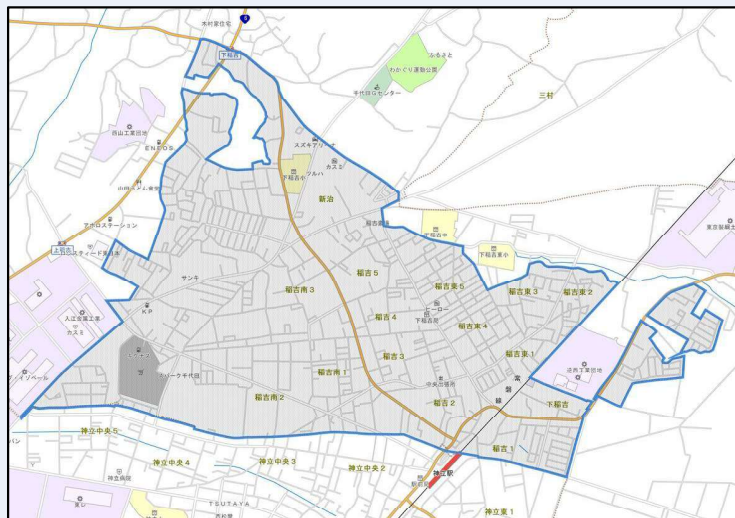
コチラ



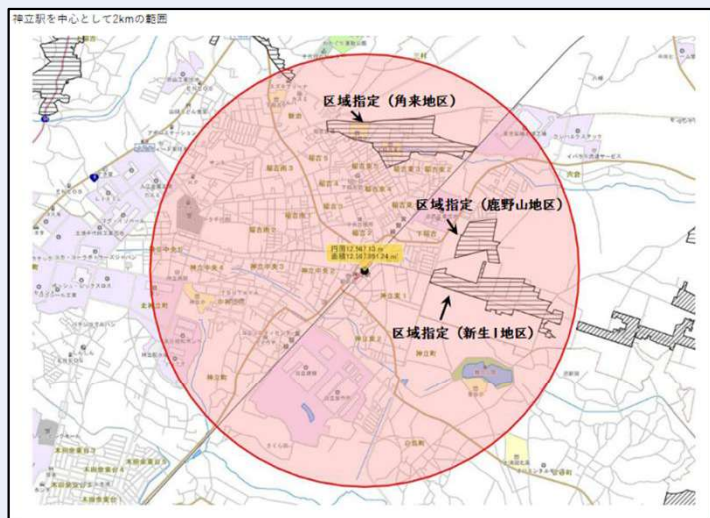
対象エリア

- ・かすみがうら市立地適正化計画に定める居住誘導区域
- ・神立駅から半径2km以内の区域指定の区域(角来地区、鹿野山地区、新生1地区)

居住誘導区域



区域指定



手続きの流れ

奨励金交付申請は、開発許可日から10日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに申請する必要があります。



注意事項

奨励金の交付を受けるには、令和9年度末(令和10年3月31日)までに事業を完了する必要があります。

※記載内容は概要のため、申請に際しては、要綱を必ずご確認ください。

問合せ先

かすみがうら市役所 都市整備課 ☎029-897-1111

詳細は
コチラ

